



官報

号外 昭和二十三年五月一日

○第二回 参議院會議錄第三十五号

昭和二十三年四月三十日(金曜日)午後四時十四分開議

議事日程 第三十三号

昭和二十三年四月三十日

午後三時開議

第一 自由討論 (前会の続)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を有難ういたします。

一昨二十八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を財政及び金融委員会に付託した。

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

夏時刻法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を要上した旨の通知書を受領した

夏時刻法

同日議員から左の質問主意書を提出した。

農機具生産行政事務機構強化に関する質問主意書(宿谷榮一君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

水害地農地の美休に関する質問主意書(小川友三君提出)

行政整理に関する質問主意書(市来乙彦君提出)

農機具の生産及び生産資材並びに生産資金に関する質問主意書(宿谷榮一君提出)

去る二十七日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出良、不良社会事業団体に對する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出水害假住宅衛生防火に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出水産物増産計画に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出官報を自治警察へ配給に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出集團犯罪に對する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出六、三制教養増加數に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出私鉄バス等料金改訂引上許可に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出川越刑務所改修に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出通信省官吏待遇改善に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出税務官吏

特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出米麦價バリエー計算による引上に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出小運送業解放に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出ソ連より引上者住宅に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出全國河川砂防工事に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出小学生にミルク配給後統計に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出治安と不良分子取締に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出全國早害防止予算に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出發明家國庫補助に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出省機電氣化計画に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出利根川下流対策に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出医師所得税改正に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出國道、縣道、改修促進に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出一人三役の地方裁判所救済に関する質問に對する答弁書

本日委員長から左の報告書を提出した。

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案可決報告書

輕犯罪法案可決報告書

同日委員から左の少数意見報告書を提出した。

輕犯罪法案に對する少数意見報告書(司法委員星野方樹君提出)

輕犯罪法案に對する少数意見報告書(司法委員小川友三君提出)

同日議員から左の議案を提出した。

輕犯罪法案に對する修正案(中村正雄君提案)

良、不良社会事業団体に對する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日 小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

良、不良社会事業団体に對する質問主意書

一、社会事業團體にもピンからキリまで万別すべきである社会事業の美名で政府の補助金を喰ひものが

多い、或る社会事業看板で當利事業をドシ／＼やつておる者は枚舉にいとまがない、然しこの片面、

良き社会事業團體も相當ある。玉石混合とは今の世の社会事業團體である政府は昭和二十年で済社

会事業團體の良き数字と不良團體数を発表すべきであるが御意見を

二、良質社会事業團體は下シ／＼補助すべきであるが本年度の社会事業費の発表及処見を問う。

右質問に對し速かなる御答弁を求む。

内閣参事第六二号 昭和二十三年四月二十七日 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出良、不良社会事業団体に對する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出良、不良社会事業団体に對する質問に對する答弁書

一、御所見の如き事実も見受けられないでもないが本年度は社会事業施設指導に必要な經費の計上を求め各都道府縣をして社会事業施設運営の指導に遺憾ならしめる予定であるが、本省においても係員を派遣して施設の監査を実施して社会事業團體の運営の万全を期して居る次第である。

二、成績優良なる社会事業團體に對して國庫補助せよという御意見であるが、昭和二十一年十月二十七日附及び昭和二十二年十月三十日附の連合軍最高司令部の覚書により補助出来ないうことになつてゐるので社会事業に對する國庫補助は計上されて居ない。

なお昨年度より國民たすけあいの精神から優良なる社会事業團體の無償貸付補助を目的として共同募金運動が全國に亘つて実施され、政府においても種々指導援助を行つた。因みに本年四月一日現在の各共同募金の總計は四十一府縣分五億四千四百七十八万八千五百四十八円五十八銭である。

水害假住宅衛生防火に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

する旨の内示があつたに過ぎない。

御質問の部数十五万部(但し本紙に限る)を充足するためには太凡月額四六四、〇〇〇封度の用紙を必要とするのであるから、関係筋と鋭意折衝協力し、用紙の増配を得て一日も早く一般の要請に應えたいと考えている。

二、グロ、エロ新聞雑誌に対して用紙の割当は行つていない、又二流新聞に対する用紙の割当は比較的に少いのであるが若しこれらの新聞中に用紙の使用上妥当を欠いてゐるものがあれば調査の上割当を削減若しくは停止の措置を講ずる方針である。

グロ、エロ出版物の取締によつて多少の紙は浮いて来るがこれ等は統制外の仙貨紙を用いてゐるものが多いため直ちに官報に轉用し得るか否か疑問である。

集團犯罪に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

集團犯罪に関する質問主意書
一、集團犯罪にも、大、中、小の形がある。小型集團犯罪がスリ、列

車内を犯す連中が全國都市を中心毎日何百件とあるが、今頃には特に多く一人の警察官で手も足も出ず見送つておる現状を政府は知るや処見を問う、等何國人か不明の人々がおるとも言うが事実上内地の事件で二、三人の警官の集團防犯團を作らねば捕まへない政府に之の実行案の有無、治安保全

の爲の処見を問う。

二、中形、大形の集團に対しては警官の集合に便なる機動隊方式を、一單位、警察署中心集合式宿舎を用意すべきで政府の治安政策さえ良ければ数年昔田内閣は存続出来ると信するが國民至幸の爲の処見を問う。

右質問に対し、御答弁を求む。

内閣参事第六号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出集團犯罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、御質問の御趣意の様に現下吾が國の治安状況は誠に憂慮すべき状態でありまして、都市、農村の区別なくその犯罪は單独より集團へと兇惡化して最近に至りては必ずしも集團犯罪が量的に増加してゐるとは云い難いのでありまして試みに昨年一月中における全國各府縣の集團犯罪の発生檢察状況と本年同期とを比較してみますと、昨年の発生は九四四件でありまして檢察は九六九件一、七四四人があり本年は発生五三三件檢察五四四件となつており発生は四〇五件の減少を示しているであります。

更に最近における集團犯罪の事例と致しましては、宮城縣仙台北警察署と警察廳とが協力檢察した十数名からなる列車内集團強盜、又は警察廳で檢察した強盜部隊等その重なるものであります。

一方農村においても漸次集團的犯罪が発生する傾向にありまして所謂買出部隊が變じて集團強盜を敢行した事例も少くありません。

又最近青森縣で十数名一時の集團強盜を檢察致しましたが、これ等は農村における特異犯罪でありまして、この方面に対する防犯対策の必要も痛切に感じられる現状であります。

次にスリ犯について申し上げますがこの犯罪は、列車、又は電車内において敢行されるものが多く、これにつきましては各府縣を警勵して移動警察の適切な運営によりまして漸々その成果を収めておる次第であります。

試みに昨年度中全國各府縣の移動警察が取扱つた犯罪件数を見ますと三一、四六三件中実にその一割以上三、二九五件がスリであります。檢察件数においては必ずしも満足すべき数字ではありませんが今後國民各位の御協力によりましてこの方面にも一段と警察力を集注してこの種犯罪の予防檢察に最善をつくしたいと考えております。

最後に集團犯罪の予防檢察につきまして各府縣においてはその実状により武裝警察官による列車警察の実施又は二人乃至数名によりなる武裝警察官の警備、巡察の実施及び檢問所の設置等あらゆる手段を講じており事件発生に當つては國家、自治体兩警察が緊密なる連絡協同一体となつて犯罪檢察に努めるとともに最近各地に結成されつつある民間の發意による防犯團體等と密接な連絡のもとに確信をもつて治安維持に邁進致して

おる次第であります。

二、集團犯罪又は強盜事案に対して、警察官率増進と、警備力維持の面から警察官を中心とした兵舎式宿舎又は警察官の官舎等の設置は極めて緊要と考えるのであります。が現在の如く國家及び地方財政が逼迫し警察官率増進に必要なる経費に切迫するに切りつめねばならない状況でありましてなかなか宿舎設置費を得る迄に至らないのが実状であります。

幸い地方におきましては地元有志各位の發意により寄附を得る等の方法で住宅を建設し、これを利用しておる向もありますがこれにも限度がありまして、一般的には差當り警察官を補充して自身警察官を原則的に居住させこの人員をもつて突発事案等に備えてゐるような現状であります。

警察官の宿舎の問題につきましては今後各各位の御協力によりまして國家ならびに地方財政の許す範圍でその実現を期し以て警備力の維持と警察官率の増進に資し度いと考えております。

六、三制教室増加数に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

六、三制教室増加数に関する質問主意書
一、六、三制度により官民一致良く新教室の増加顯著なるものがあるが、全國的増加数を報告されたい。

二、今だに新設出来る、水害地町村の実情も沢山あるが、政府の補助の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第六号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出六、三制教室増加数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、昭和二十二年度の新制中学校の建築費補助による校舎の建築は四七六、二二坪一三、六一九教室の予定であつて、その大部分は二十三年三月末までに概ね竣工してゐるものと見込まれる。竣工の校数の正確な数字は補助費精算後でなければ判明しない。又教室数はこの精算には現れてこないが若干予定を上回るものと見込んでゐる。なおこの外國庫の補助を受けずに市町村の自己財力で建築したものとは相当あるけれどもこれについては目下調査中である。

二、昭和二十二年度の東日本水害により被害を受けた教育施設の復旧については、六、三制の問題とは別個に助成する必要があるもので昭和二十二年において工事業費の三分の一を補助することとなり、これによつて罹災年度約三〇%が復旧した。本年度においても引き続きは同率の國庫補助が支出される予定である。

なお災害地の現状に鑑み、昨年度において補助率を二分の一に引

上げるより関係方面とも極力折衝したが実現しなかつた、なお目下折衝中である。

私鉄、バス等料金訂正引上許可に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
私鉄、バス等料金訂正引上許可に関する質問主意書
一、二九二〇円ベースは官公吏員で

一般私鉄、バス等日本中の諸会社、従業員諸君は同様の引上げを会社側に要求してゐる、物價体制の改正と共に政府は、これ等諸交通機関に料金のバリエー計算に基く引上げを許可すべきであるが如何を問う。

二、特に私鉄は借入金困難の上、驚くべき修理材料の増額多額出費により赤字財政に数万人、数千人の勤労者がかかえ國策を守り公衆の便利に努力してゐる交通機関である、バス等又然りである。
政府の御処見を問う。

右質問に對し速かなる御答弁を求めむ。

内閣参事第六八号
昭和二十三年四月二十七日
内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出私鉄、バス等料金訂正引上許可に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出私鉄、バス等料金訂正引上許可に関する質問に對する答弁書

官吏の給与が二、九二〇円に引上

げられた際既に一般私鉄、バス等は、大体これに近い水準にあつた。然るに昨年七月改訂の際の給與水準は、これよりかなり低いものであつたので、この人件費の高騰が私鉄、バス等の経営を困難にしていることは明らかである。なおこの人件費は今後更に高騰の傾向があり、従つて、いよいよ経営の困難は累加されるものと思はれる。

政府は近く行われる物價改訂の際諸般の点を考慮し適當な運賃額に改訂したい考である。

川越刑務所改修に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日
小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
川越刑務所改修に関する質問主意書

刑務所の中央部の指導家屋が中等の地震でもあれば倒壊にひんしてゐる、目下八百余名の収容者あり、相当の人々に被害あるべき寸前にあり、政府は改修費を出し延びてゐるが、必要欠くべからざる之の改修は至急、着手すべきであるが、如何を問う。

本造建で六十数年をたつた老朽腐朽の之の建物は瓦はあれど雨水を流す（ト）がない、雨で水は建物に浸し腐朽の度は非常に早い、雨戸は、はずれて動かず板の間（床）はビシビシ傾くこと三十五度前後、速かなる改修を要求する。

右質問に對し速かなる御答弁を求めむ。

内閣参事第六九号
昭和二十三年四月二十七日
内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出川越刑務所改修に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出川越刑務所改修に関する質問に對する答弁書

川越少年刑務所は、昭和十五年頃埼玉縣入間郡大里村に移轉の計画を建て、敷地を買収し、移轉しようとして移築費の予算も認められたのであつたが、非常時局を理由として予算の節約を強行された結果立ち消えとなり、今日迄その移轉の実現をみない状態である。

戦後刑務所は多く職災を蒙り、その復旧が急を要する結果、未だに同刑務所の移轉を実現し得ない。
本年度の予算においても、職災復旧及び過剰拘禁の緩和のための工事を優先せしめねばならぬため、その移轉又は改修を施し得ない現状であるが取りあへず最少限度の補修工事を施す予定である。

通信官吏待遇改善に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日
小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
通信官吏待遇改善に関する質問主意書

列車、電車の郵便車の職員の仕事であるが、破れた車室に各駅より積み込まれる幾万幾十万のはがき、封書小包、留郵便を全国に配達する類をして、かける椅子もなく動ようの激しい車中作業で勤務者は大抵結核病菌者に轉落してゐる、カラーを大量に要する激職の人々でゴミの多い空氣の中に作業し全く氣の毒であるが一月一千元程度、營養料として特別手当すべきで、人情大臣、岡田長官と政府の改善処見を問う。

右質問に對し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第七〇号
昭和二十三年四月二十七日
内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出通信官吏待遇改善に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出通信官吏待遇改善に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出通信官吏待遇改善に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出通信官吏待遇改善に関する質問に對する答弁書

税務官吏特別手当支給に関する質問主意書
一、税務官吏の中特に重要なポストにおる官吏は職税上東京西走する。難税及調査費がかかる。特に關商人を差見する行動は増税の華形である。特別賞與を出すべき殊勲者であるから、特別手当を年俸支給すべきである、一月月二千円程度、一税務署に十人程度、課長及次席級に支給すべきであるが政府の処見を問う。

二、タバコの専賣局工場員はたばこの關わりで一月月一万円以上の別途収入があるは公然の秘密であると新聞は報じてゐるが、政府は一番大事なせん端徴税吏の手当に親心が不足しており、課税すべき幾百億の財源を失つてゐるが、一年に五千万円の特別手当を出し二百億以上の増収の処見の有無を問う。

右質問に對し責任ある答弁を要求する。

内閣参事第七一号
昭和二十三年四月二十七日
内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出税務官吏特別手当支給に関する質問に對する答弁書

署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律が制定され、同法により

(一) 国税の調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事する場合に四割

(二) 国税の滞納処分事務又はその補助事務に従事する場合に五割

の特別手当を昨年十一月一日から支給しております。

なお前項の場合において、その事務の執行に当り当該職員の生命又は身体に著しい危険を及ぼすおそれがあるときは一〇〇%取上げられ、一日につき五十円を前項の規定により計算した金額に算入しこれを支給している次第であります。

この税務特別手当は、税務職員の特種な職務に對應する給與として特別に支給されておるのであります。御質問の御注意の如き金額を今後支給されるかどうか言明いたし兼ねますが、税務職員に対する職務制給與の策定に當つては極力これらに織り込んだ待遇を與えるより努力いたしたいと考えております。

二、御質問の内にある引例については、從來から工場管理課において工員が工場出入の際には常に厳重な取締を執行しているもので、そのようなことは行われていないと信じております。更に本年二月から各地方局に監視部を設置し監視官を増員して厳重な取締を執行しております。最近益々少くなつてゐると考えます。

なお、御質問の御注意のような特別手当を支給して数億の増収を得るかどうかは疑問であります。国家財政の許す範囲内に

おいて將來とも待遇改善に努力いたしたいと考えております。

米麦パリー計算による引上に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

米麦パリー計算による引上に關する質問主意書

一、農民の供出した米價は全部所得税により一回一〇〇%取上げられた然し、その上不足が相当出たので政府の所得税課税法の不当に敗戦以上の苦痛に立つておるが、収入以上の課税を何故やつたか責任ある答弁を求めらる。

月給取りが二千円の収入に對し課税三千円の比例に近いのであるが税法第何條にこの程度の課税法があるか専政軍閥政治以上と農民は泣いて自決者まで出て農村恐慌時代を來たと云つておるが、占領下國民に収入以上課税する事は政府の一大失政と思ふが意見を伺ふ。

二、新物價体制により米及び麦、甘藷、大豆穀類食糧の供出價格は當然二倍前渡り上げらるべきであるが農民に増徴の大希望を與える爲に政府は政策を發表すべく要求する。

右質問に對し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第七二七号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出米麦價バ

リ計算による引上に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出米麦價パリー計算による引上に關する質問に對する答弁書

一、農民の供出した米價の全部を所得税として徴収しようとなつてゐない。農家の所得税は、自家保有米を含めた凡ての收穫高を基本として課税するのであるが、それでも供出米代金のうち何割かが所得税となつておるのが通常であつて、自家消費分を含んだ収入額以上の課税は行つていない。

二、昨年七月の價格体系の補正と共に、その際の農産物價格に對する措置に付いても目下慎重検討中であつて成案を得次第速かに發表したい意圖である。

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

小運送業解放に關する質問主意書

戰爭中、小運送業者は統制により全部合併されたそのまゝになつておるので不自由も甚だしく、独占的の一軒一軒のため、官公費で独占禁止法違反である感もする、一駅二、三軒の運送店にしてサービス式中心にすべきである、能率上も解放すべきであるが政府の意見を伺ふ。

右質問に對し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第七三三号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出小運送業解放に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出小運送業解放に關する質問に對する答弁書

日本通運株式會社は過度經濟力集中排除法の規定による指定を受け、目下同法所定の手續を進め經濟民主化の線にそつて再編成中であり、小運送業の複數制実施についても、わが國經濟の民主化の線に沿つて措置するよう準備中である。

ソ連より引上者住宅に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

ソ連より引上者住宅に關する質問主意書

本年度はソ連より六十數万人の同胞が引上らるる發表があり同慶にたえないが之の人々の爲に家を與へべきであるが掃つてから(泥なわ式)に建てるのか、或は例の通り焼ビルや、寺院の土間に薄情式に收容するのか、永い間の御苦勞した同胞を迎えるに温い感謝の家を今より建てるべきであるが政府の意見を伺ふ。及子算總額を發表を伺ふ。

右質問に對し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第七四四号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出ソ連より引揚者住宅に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出ソ連より引揚者住宅に關する質問に對する答弁書

昭和二十二年に建設しました庶民住宅は六千四百四十戸でありまして、之が入居につきましては、引揚者に対し優先取扱つておりますが現在におきましては、收容余力が殆んどないものと考えられます。二十三年度におきましては、庶民住宅十萬戸を供給することが必要であると考へておるのであります。これに要する國庫補助額は約四十五億円であります。この他に長期低利資金融通による、長期分譲住宅四萬戸をも建設したいと考えております。なお引揚者の建設する住宅の築造許可に對しましては特に優先的に取扱つております。

全國河川砂防工事に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

全國河川砂防工事に關する質問主意書

一、雨水慮、多からんとする夏を前に昨年の水害以來全國河川の砂防工事は、予定より進行しておらないが政府の全國砂防工事への予算及現在の動員人数及進行状況の意見を伺ふ。

二、河川工事は國力に正比するもので四等河川に轉落せる日本國は今後毎年水害で苦しむ見込が本年も、

事実により示さるる氣もするが河川工事のせめて二等國ぐらゐの努力すべきであるが政府の見解を問ふ。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第七五号

昭和二十三年四月二十七日

内閣總理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出全國河川砂防工事に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、昭和二十二年における全國砂防関係予算は、約壹億壹千万円で当初要求額約四億壹千万円に對し、まして僅か四分の一程度に過ぎなかつたのであります。之に加へまして諸物價並びに賃銀の昂騰は勢い事業量の減少となり實質的には当初実施計画の大體程度の完成を見たに過ぎなかつた事は甚だ遺憾に存じます。

我朝山地多量に砂防の現状より見ますと二十三年以降五箇年間に最低約五拾億圓の砂防工事費を必要としますが昭和二十三年度において概算工事費三拾億圓を目途に要求したのであります。既に四月分暫定予算として約壹千六百万円を認められたに過ぎずかかる僅少な予算では現状に即した砂防事業の円滑な遂行は甚だ困難な状況であります。しかし國庫財政の許す範囲において極力事業の実施を推進致し度いと考へております。なお昭和二十二年においては該事業のため動員致しました労

働者の人員は延約百六拾万人でありまして本年度においては僅かな暫定予算のため未だ本格的事業の着手に至つておらぬ現状であります。

二、河川工事の如きは國家再建の基礎をなすものであり従つて國力の進展に一步先んずべきであると考えらるべきであります。戦時中における河川の荒廢を取戻すべく政府においても極力努力致して居るのであります。が國家財政窮乏の今日におきましては意に任せない点のあることは甚だ遺憾であります。しかし政府におきましては財政の許す限り河川の状況が戦前に復歸します様努力致したいと考へております。

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

小学生にミルク配給後統計に關する質問主意書

一、全國の小学生に、元帥の厚意によりドラム缶入りの優秀ミルクが半年前より毎日配給飲用されておるがその後のカロリーの増大により體質向上顯著なるものがあるがこれが成績向上の統計を作るべきであるが政府の見解を問う。

二、元帥にこの作り上げた事実の統計を呈し、感謝し更に御支援を政府に得るべきであるが亡恩的政策であるべきではなく報恩政策に出るべきであるが政府の明細なる全國統計の至急國會への發表を

求む。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第七六号

昭和二十三年四月二十七日

内閣總理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出小学生にミルク配給後統計に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、連合軍總司令部當局の絶大な厚意と御援助によりまして、全國の小学校児童に對し学校給食を普及奨励いたすことになりましたのは一昨年(昭和二十一年)の十二月でありました。文部省におきましては直ちに学校給食実施計画を立て、政府から物資を配給する對象を、一先ず都市児童を範圍とさだめまして、本施設による教育の万全を期することになりました。その結果、全國都市の小学校におきましては、本施設の設置を感謝歡迎するところとなり、日ならずして二百餘都市全學童三〇〇万人に一週二回以上の学校給食が実施されたのであります。文部省といいたしましては、學童一人に對する一回の給食内容を平均一八〇カロリー程度とするよう希望いたしましたのであります。が、何分にも政府配給食糧のみを以ていたす場合は、一食、平均一〇〇カロリーを給食するの困難であるといふのが、當時の事情でありました。司令部當局におかれましては、右のように学校給食の普及の速かな成績にもかかわらず給食内容が貧弱である事情

につき種々御配慮の結果、更らにこの施設に拍車を加へる意味から、昨八月学校給食用として多量の脱脂粉乳が放出されることになったのであります。學童一食宛約二十五瓦瓦のこの粉乳の配給は數量として九〇カロリーの給食内容の増進を意味し、その放出總量一万二千トンは、昨年九月から本年六月までの十ヶ月間にわたり、都市全學童と動物性蛋白質源に乏しい一部町村の學童達とに對し、都市には毎週四回以上、町には毎週三回以上の給食が実施できるといふ、文部省の学校給食拡充計画案を可能ならしめたわけでありました。今日、政府からの配給物資によるミルクを中心とした約四百七十五万人の學童に對する学校給食の実現は、この拡充計画に基いて行われてゐるのであります。

かようにして、一昨年十二月から今日まで約一年余実施いたしました学校給食の學童に及ぼしました教育効果は、學童の体位向上の点から致しまして、精神面に與えた効果から考へましても、實に顯著な成績があつたと思はれるのであります。

先ず榮養補給と學童体位との關係をもつとも端的に知るには學童の体重の推移状況を統計的に觀察することが、一般に妥當な方法とされております。そこで文部省では学校給食を実施いたしました學校からその學童の体重を毎月計測して報告するよう各府縣へ指令いたしてあります。すなわちこの一年間学校給食が実施されました都市學童の体重は、戦前以來昭和二十一年年度迄減少の一路を通つたの

でありましたが、この学校給食を実施いたしました昭和二十二年年度を境といたしまして急激な外向を開始したのであります。この現象は一概に学校給食のみに起因するとは申されないとしても、昨年度においてほとんど給食を十分出來なかつた農村學童や、新制中学校生徒の体重が今日にいたるも依然として停滞あるいは低下を示しておりましたのと比較して、学校給食の効果は相當大きく評價すべきであると思ひます。その他、學童の健康状態も増進した実例として次のような事例につき各地から報告がまいつております。

(イ) 學童が明るく活動的となつた。

(ロ) 風邪欠席者が少くなつた。

(ハ) 凍傷患者が殆んど見られなくなつた。

(ニ) 偏食矯正の効果があつた。

次に、学校給食は學校における全教科の教授に利用せられるべき教育施設として、重要視されておりますが特に學校における衛生教育の實地教育の面で多大の効果をもちたらしつたことや、更にまた一般家庭の食生活の改善に及ぼす影響等は、將來一層強調せられてゆくものと存せられます。したがつて文部省では、本年九月以降におきまして、現在の学校給食計画を更に大膽に拡充して、小学校は勿論新制中学校に至るまで、即ち約一千六百万人の義務教育對象の全生徒児童に学校給食の恩恵を徹底いたすよう新計画案をたて現在司令部當局をはじめ関係各省に對し種々御協力を強く要請

いたしてある次第であります。

二、文部省におきましては、学校給食施設の管理、すなわち学校給食に必要な食品、食品給與の指導方法、給與食品の栄養價の算定、学校給食の教育管理、給食用諸物資の取扱、学校給食実施後の報告、給食実施後の児童健康状態の判定等のことにつき、つねに事実上則した資料を連合軍當局に提供することと提出して、その御指導と御支援をお願い致しております。

昨年十二月十一日はこの度の学校給食の普及獎勵につき文部省が全國に通達いたしましたから、恰度満一箇年に相当いたしましたので、常にお世話いただいている總司令官閣下官の御指導をお願い致しまして文部大臣より一箇年間に於ける経過報告を致すとともにその御支援に對し方々の感謝の意を表しましたところ、總司令官代表として、御出席のサウス大佐より、司令部としてはこの一箇年の好成績に鑑み、本年二十三年度においては義務教育對象約千六百万人の全學童に對して給食範圍を拡大し、その内容も一食六〇〇カロリーを標準とする充實した学校給食の実現に支援を惜まないとの力強い御挨拶がありました。

先刻お示しいたしました文部省の本年度における学校給食拡充計画も、この時のサウス大佐よりの示唆により只今肅々として準備が進められておるわけでありませう。しかしこの計画實現のためには莫大な食糧、資材及び資金等の問題が解決されなければなりません。

で、國內的にも本事業に對する正しい理解と強力な支持とが望まれる次第であります。全國各都道府縣における本事業に對する感謝と反省とは、十二月二十四日を学校給食記念日といたしまして各地各學校において、地方軍政、關係者、學童、教師、父兄、その他關係者によつて有意義に展開されましたことは、すでに當時の各新聞紙上で御承知のことと存じます。

また学校給食実施後の學童體重推移統計等は、その他の学校給食關係資料とともに「日本における学校給食計画の概要」として最近、總司令官當局から國際連合軍事務局に傳達せられ、それは今後の我が國における本事業發展のため役立つよう取計られた總司令官當局の御好意であると承つております。なお文部省におきましては、本事業關係の各種の資料を各都道府縣から蒐集いたしまして、明細なる全國統計等も調整の上、漸次発表したいと存じますので御承諾のほどお願いいたします。

治安と不良分子取締りに關する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。
昭和二十三年四月十五日
小川 友三

一、凶行の多い現下日本國の治安は世界的劣勢にある政治的に正比するものと見るべきであるが、政府の処見を問う。
二、不良分子のノサバリは物變く、

良民は暴威にふるえ上つておる。劇場への無料入場は全國で何万人にも一日達しており、飲食店等又は被奪の甚大なるものがある。列車、電車の無料乗車も無数に達しておる右様の親分子分の廃止も聞かばこそ、前以上に強硬しておる事實に對し政府の処見を問う。
三、瀆略等の事件はその一例であるが型こそちがいが相当以上の犯行がある。

右質問に對し御答弁を求む。
内閣參事第七七号
昭和二十三年四月二十七日
内閣總理大臣 芦田 均

參議院議員小川友三君提出治安と不良分子取締りに關する質問に對する答弁書
一、國內治安は政治、經濟その他社會狀勢に依拠するところ極めて大きいものがあるが新し警察制度の運用の良否によるところ亦極めて大きいのであります。

廣範圍に亘り、又は集團による犯罪の防遏、檢察に對して各警察相互間の緊密な連絡協助によつて初めて對処し得るものでありますから國家地方警察は自治體警察と密接な協働關係を保ち國內治安確保のため警察の協力を投入し遺憾のない態勢に對策努力中でありませう。

二、不良分子の取締については戦後社會不安に乘じ疎閑地、疎離地等に發生した露店等を根絶し暴力的な集團を作り各種の犯罪を促す者が多くなつたことはお説の通りであります。

犯罪手口の主なものとしましては、他人の土地の不法占拠や飲食店、慰安所等を閉店したものに対する挨拶がないからと内縁をつけ多額の金銭を喝取するものと云うような類のものでお説のような無銭飲食、無料入場、無賃乗車に至つては数えるにいとまがない程であります。

從來、この種暴力團取締の後に執つた措置について申し上げますれば、昭和二十一年九月及昨年三月の二回に亘り全國一斉取締を行い、合計五万余名を檢挙し更に昨年六月以降警視廳を始め多數の暴力團が存在すると思われる府縣を再檢し、組織的取締を実施し、昨年十一月まで八千余名を檢挙したのであります。その間ごろつき新開、炭坑暴力團にも「メス」を入れごろつき新聞に於いては九二紙、炭坑暴力團においては一千九百余名を檢挙し相當矯正することができたのであります。

しかし全國的なこの種犯罪の猖けつに鑑み一斉取締の必要を感じられましたので昨年十一月これが一掃を見るまで組織的な取締を行うよう指令し実施中でありませうが、その結果昨年十二月より本年二月まで既に一千五百名を檢挙したのであります。

自治體警察と協力し今後一段と徹底した取締を行い、この種不良犯罪を根絶したい覚悟であります。
三、次に派兵事件の概要を申し上げますと去る四月四日派兵市在住の小野組と朝鮮人（原屋、露店商）とが榮國の奪い合いより口論となり朝鮮人が小野方にピストルを所持して殴り込んだことより端を発して同日夜、市内數ヶ所において双方約五十名が分散して拳銃を発射し榮國をなし更に翌五日夜には双方が衝突を求め約四百名が市内數ヶ所において前日と同様事件が起きたのであります。この集團鬭争の結果死者三名、重傷者十四名、その他相當の被害を出したのであります。

この兩日の事件は、浜松市警察及び地区警察署の應援で一應鎮靜したのであります。なお不穏な形勢にありましたので、浜松市公安委員より應援要請を受けた國家地方警察機關本部においては現地に警備本部を設け四百余名の警察官を以て檢問所の強化巡邏等を行い、事件の未然防止に努めると共に既に發生した犯罪の容疑者の檢挙、押収、搜索等を行い合計十九名を檢挙したのであります。その後は平穩に歸したのであります。

本件を簡明に見まして國家地方警察と自治體警察の緊密な連絡が必要と認められますので、今後この種犯罪の措置について万全を期するよう万般の注意をいたしている次第であります。

全國早害防止予算に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
全國旱害防止予算に関する質問主意書

一、旱害は増産の敵であるが、政府はこれが防止に最善の人工すべきであるが本年度の計画及これに要する予算総額との処見を問う。
二、農相はこの方面の素人と聞くが農林省公務員の技術を重く採用し最善の良策を速かに樹立すべきであるが処見を問う。
右質問に対し御答弁を要求する。

内閣参事第七八号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出全國旱害防止予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出全國旱害防止予算に関する質問に対する答弁書

一、旱害防止恒久対策として、本年度は茨城外十八縣に対し揚水機七八〇台、溜池六四〇箇所、井堰、水路その他施設一三五、〇〇〇間、一、二〇〇箇所を施行する計画であり、これに要する事業費は四億九千九百萬円で、三億一千九百萬円の補助金を必要とする。この補加金は四月並に五月暫定予算ではみとめられなかつたが、本予算においては組み入れるべく目下関係當局において努力中である。
二、旱害防止については、農林大臣として充分の注意を拂ひ、優良な

技術官を設置し、その技術的意見を尊重して常に対策を考究している。

次に旱害恒久対策及び應急対策も決定しているが、予算関係の制約をうけて充分に実施し得ないのは遺憾である。

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
發明家國庫補助に関する質問主意書

我が國に見るべき發明や発見がなく、諸外國の類似品を作るか、他の發明を学ぶかによるものである。然し諸外國に比するに發明家は沢山あるが、研究中の費用が無いため中途半ばで棄てられておるのである。發明家を鑑正し、審査し相當の人物には政府は相當の補助をして世界人類平和に貢獻する發明を世に送るべきであるが政府の処見を問う。
右質問に対し御答弁を要求する。

内閣参事第七九号
昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出發明家國庫補助に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、政府は發明奨励のため次のような措置を講じている。
(1) 優秀な發明考案をしなからも

經濟上の支障のためその試作或は中間工業化試験の実施困難なものに對しては補助金を交付し、その実施化を援助し、又研究資料等についても協力輸送し發明研究完遂に遺憾のないよう努力している。

(2) 優秀な技能を有する發明家で試作研究施設を持たないもののために試験研究施設を開放して發明研究の便宜を図つてゐる。

昭和二十二年度においては開放研究施設補助金として四〇万円を四ヶ所（京都、大阪、名古屋、新潟）の研究機關に對して交付したが昭和二十三年度においては補助金六〇万円を予定している。

(3) 社團法人發明協會は我國における唯一の發明奨励團體であり發明家の表彰、發明の実施援助等發明奨励に關する一切の事業を行つてゐるので、これを援助して發明の振興に努力せしめてゐる。

同協會に對し昭和二十二年度においては一九〇万円を補助金として交付したが昭和二十三年度においては二〇〇万円を予定している。

二、發明家に對する國庫補助は現下の國家財政にとらみ合せ以上の重要な程度に止まつてゐるが、發明の重要性に鑑み、今後財政の許す限り發明奨励の施策を充実して發明家の援助を計りたいと考えてゐる。

省線電氣化計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
省線電氣化計画に関する質問主意書

東北本線大宮駅、宇都宮駅間の電氣化をはじめ全國、省線各地域に電氣化を聞くが昭和二十三年度の政府の各地計画ヶ所名及其の料数、予算等、産業復興の重要問題につき明細なる御処見を問う。
右質問に対し御答弁を求む。

内閣参事第八〇号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出省線電氣化計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出省線電氣化計画に関する質問に対する答弁書

鐵道の電氣化は石炭の節約により産業の再建に寄與するところ大なるのみならず國鉄の經營面においても石炭費の削減と輸送力の増強により營業收支の改善にも極めて有効な方策であるから、急速に実現を図る必要がある。従つて電氣化すべき線区の選定も輸送量が大であつて石炭の節約に最も大きな効果を期待し得る線区、即ち東海道線及び山陽線を優先的に実施すべきことは論を俟たないところである。然し中國地方は我が國において最も電力の不足している地区であるから山陽線中堅路以西は電力が相當充実した時期に実施する

こととなる。他方關東地区の東北線、常磐線及び上野東京線は東海道線及び山陽線に次ぐ輸送量の大きな線区であり、電力の確保も比較的容易であるから本線区のうち輸送量の大きな区間の電氣化を実施することにした。

尚餘邊が多く勾配が大きい線区については輸送距離の打開及びサービスの改善上、この線区の電氣化要望も大であり、從業員の保健、その他の面より電氣化の必要はあるが、かかる線区は電氣化により石炭の節約も比較的僅少であるから此の線区の電氣化は出来るだけ將來にゆずれ、列車の運轉上特に困難を感じる線区のみ電氣化を実施することにとどめた。

此の他、大都市近郊において旅客の混雑の甚しい線区に對しては民間より電車運轉の要望も極めて大きく、電氣化後は旅客も増加し、従つて營業收入の増加を期待し得るので、大都市近郊線の電氣化も急速に実現を図る必要はあるが、資材その他の面より前記諸線区の電氣化の実現を俟つて之を実施することにし、ただ常磐線松戸取手間のみ電車運轉を電氣機關車運轉より先に実施することにした。

利根川下流対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿
利根川下流対策に関する質問主意書
一、噴水と河川が相異する実学を利根川の下流銚子河口と中流三十五里先きの昨年九月十五日の決壊地

との水の落差は何米あるか政府は調査せるか上潮の日の落差は一尺とないあるいは同位である、この落差のほとんど無い、日本最大の利根川が今後、暴威を、ふるい、日本の穀倉は再度あるいは数回も水害は民主政治の今日、くりかえさるべきであるがこの科学的解決策の処見を問う。

二、水流の研究水庄の研究が利根川支流より押入り落差を取り消して大雨水の場合、利根川の水は鳴戸海峡の水の如くうすまいておる事実を調査せるか再度大暴威事あるを防止せんとせば江戸川に利根川の水相当量を東村附近より大放水路を至急開設すべきである、この放水路は江戸川への落差二十尺以上あるものにてこの放水路名は利根川が建設者坂東太郎と称せらるる川ならば芦田川又は一松川とすべき万代の歴史を作る大胆工作により関東一都五縣を救うべきであるが政府の処見を問う。

右質問に対し英明なる答弁を要求する。

内閣参事第八号
昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出利根川下流対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出利根川下流対策に関する質問に対する答弁書

利根川の河口銚子附近と昨年九月堤防決潰の栗橋における水位差は低水位において平均十一米八八九高水位の差は十五米九三であります。又高潮の際の水位差は低水位において

十一米六七六であります。大出水の際における利根川の水は鳴戸海峡の水のように渦をまいていくかどうかにつきましては昨年の洪水以来調査に適當な機会が未だないので調査していません。

更に東村附近より大放水路を急設することにつきましては目下治水調査会において検討中でありますが当局としては別途に閣内において専門の存口をもつと存易くしたと云う考えもあります。

政府におきましては國家財政と脱み合せ出來得る限り早急に利根川の治水対策を解決致したいと努力している次第であります。

醫師所得税改正に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

醫師所得税改正に関する質問主意書

一、医は仁術なる方式にて日本医師協会の賃金及手術料、診療料は安値であつたが、今回の所得税課税増加により、医師よりも困るのは患者である、この税金支拂は困窮の患者に直接かけられる課税となり、医師より回収せられており、患者より沢山の医師所得税減額の申出があるが、財政不足の政府の立場に多少共減額の処見ありや、御答弁を求む。

二、昭和二十二年、医師への課税額の総計を発表せられたい、並びに昭和二十一年度同二十年度の医師の課税実収額も発表せられたい。

右質問に対し責任ある答弁を要求する。

内閣参事第八号
昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出醫師所得税改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出醫師所得税改正に関する質問に対する答弁書

一、医師に対する所得税は、所得税法の定める所に従つて、昭和二十二年中に生じた實際の所得を基礎として課税を行つてゐるので、特に医師に対する所得税を一般的に減額することにはなつていない。

將來においても医師に対する所得税に限つて所得税を軽減するようなことは考慮してない。

二、昭和二十二年における医師に対する課税額並びに昭和二十一年度及び同二十年度の課税実収額は、不詳である。

國道、縣道改修促進に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

國道、縣道改修促進に関する質問主意書

一、國道の多くは破損ヶ所多し失業若者数万人と政府は発表しておるがこの失業若者救済事業に國道、縣道を改修すべきであるが政府の処見を問う。

二、凡そ道路の破損ほど交通を非能率化するものはない、自動車、諸車共にデポコ道路でカローリを失ひ、人畜を過勞せしめ、車馬を傷め、速度を妨害するものである。

文化國家の看板通り、國道を改修し、都、道、府、縣道改修に相當の予算及び補助を決定すべきである本年度の予算を發表願ひたい、又積極的処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第八号
昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出國道、縣道改修促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出國道、縣道改修促進に関する質問に対する答弁書

一、國道、府縣道改良事業は昭和二十一年度以來公共事業として失業勞務を吸収するを目的に就労対策を繰り込んで現在実施中である今後とも左様考へてゐる。

二、道路の改良は経済再建上極めて緊要を要するものであるが政府財政の都合がありその改良において見るべきものが無いのは遺憾であるなお本年度予算については後日御審議を願ひたいと思ふ。

又土木事業計画を實現するとすれば初年度たる二十三年度においては道路改良費六十億三千八百四十三万円を要することとなる勿論地方事業助成費を含む。

一人三役の地方裁判所救済に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

一人三役の地方裁判所救済に関する質問主意書

一、地方裁判所を觀察するに簡易裁判所を兼ね、更に、家事審判所を兼ねておつて、判事も一人三役、事務官以下全部一人三役で非能率的は勿論、之れ等の人々は目の廻る多忙で月給は三人分仕事して一人分しか支給されて居ない事実に対し政府の処見を問う。

二、國家公務員の内、地方裁判所總定員と簡易裁判所總定員と、家事審判所總定員を發表せられたい、又その三種の月給支給別を發表せられたい。

三、家事審判所の國民の利用は均しく人員一人三役の爲國民に不自由を與えておる実情を政府は知るや御処見を問う。

一人三役の地方裁判所員の待遇改善救済の具体的御処見を問う、家事審判所取扱件数、報告を求む。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。

内閣参事第八号
昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出一人三役の地方裁判所救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出一人三役の地方裁判所救済に関する質問に対する答弁書

- 四 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住所を持たない者で諸方をうろついたもの
- 五 公共の食堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者
- 六 正当な理由がなく他人の標識又は街路その他公衆の通行し、若しくは集合する場所に設けられた燈火を消した者
- 七 みだりに船又はいかだを水路に放置し、その他水路の交通を妨げるような行爲をした者
- 八 風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生その他の変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたにもかかわらずこれに應じなかつた者
- 九 相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の附近で火氣を用いた者
- 十 相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者
- 十一 相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者
- 十二 人畜に害を加える性癖のあること

- ることの明らかな大その他の鳥獸類を正当な理由がなく解放し、又はその監守を怠つてこれを逃がした者
- 十三 公共の場所において多数の人に對して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威嚇を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物演劇その他の催し若しくは割当物賣の配給を待ち、若しくはこれらに乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割当物賣の配給に関する証票を得るため待つてゐる公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者
- 十四 公務員の制止をきかずに、人声、樂器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静謐を害し近隣に迷惑をかけた者
- 十五 官公職、位階勲等、學位その他法令により定められた称号若しくは外國におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのかかわらず、法令により定められた制報若しくは勳章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作つた物を用いた者
- 十六 虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者
- 十七 買入又は古物の賣買若しくは交換に関する帳簿に、法令により記載すべき氏名、住居、職業その他の事項につき虚偽の申立をして不実の記載をさせた者
- 十八 自己の占有する場所内に、老幼、不具若しくは傷病のため扶助を必要とする者又は人の死体若しくは死胎のあることを知りながら、速やかにこれを公務員に申し出なかつた者
- 十九 正当な理由がなく死体

- 又は死胎の現場を変えた者
- 二十 公衆の目に触れるような場所であつたにけん惡の情を催させるような仕方でしり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者
- 二十一 牛馬その他の動物を殴打し、酷使し、必要な飲食物を與えないなどの仕方で虐待した者
- 二十二 こじきをし、又はこじきをさせた者
- 二十三 正当な理由がなく他人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけなないでいるような場所をひそかにのぞき見た者
- 二十四 公私の儀式に対して惡戯などでこれを妨害した者
- 二十五 川、みぞその他の水路の流通を妨げるような行爲をした者
- 二十六 街路又は公園その他公衆の集合する場所であつたつばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者
- 二十七 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獸の死体その他の汚物又は廢物を棄てた者
- 二十八 他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身邊に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覺えさせるような仕方であつた者
- 二十九 他人の身体に對して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行爲の予備行爲をした場合における共謀者
- 三十 人畜に對して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げ走らせた者
- 三十一 他人の業務に對して惡戯

- などでこれを妨害した者
- 三十二 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなく入つた者
- 三十三 みだりに他人の家屋その他の工作物にけり札をし、若しくは他人の看板、標札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者
- 三十四 公衆に對して物を販賣し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を擧げて廣告をした者
- 第三條 前條の罪を犯した者に対しては、情狀に因り、その刑を免除し、又は拘留及び料金を併科することができ。
- 第三條 第一條の罪を致愛し、又は幫助した者は、正犯に準ずる。
- 第四條 この法律の適用にあつては、國民の權利を不當に侵害しないよう留意し、その本來的目的を達成して他の目的のためこれを適用するよう注意を要する。
- 附 則 昭和二十三年五月二日 公布 昭和二十三年五月二日 施行 此の法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。
- 警察官懲罰令（明治四十一年內務省令第十六号）は、これを廢止する。
- （伊藤修君發壇、拍手）
- 伊藤修君 只今上程になりました法案につきましても、委員會の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
- この法案は、御承知の通り、明治四十一年現行刑法と同時に施行されましたところの警察官懲罰令に代るべき法案として提案せられた次第であります。

す。日本の警察制度の上におきまして、この旧法たる警察官懲罰令及び違警罪罰則法というものが、警察國家としての弊害を多々残してゐたのでありまして、従つて新法の施行に當りましては、この法律を一日も早く改正するの要があるために、この法案が提案せられた次第であります。旧法は、明後日を以て廢止になります。故にこの法案は少くとも明日までに成立しなかつたならば、いわゆる警察官懲罰令乃至それに代るべき法律というものは存在しなくなる次第であります。故に司法委員會といたしましては、この法案に對しまして、過去におけるところの沿革並びに現情勢を鑑みまして、委員會は七回、懇談会を一回、公聴会を二回開きまして、正に慎重審議、この法案の審議に當つた次第であります。

この法律の内容を申しましては、非常の内容が平易に書かれておる、口語体を以て平易に書かれておるというところが先づ一つの特長であり、第二には、警察官懲罰令という、警察という文字を嫌ひまして、いわゆる輕犯罪である、刑法上における輕犯罪という意味ではなくして、より以上輕い犯罪であるという意味合から、輕犯罪法という國民に最も親しみ易い名稱を附したという点に特長があるのであります。

又この法案の内容におきまして、過去の警察官懲罰令におきましては、五十八個の處罰條項を認めておりましたのを、この輕犯罪法において採入れましたのは三十四個であります。うち五個は新設されたものであります。又新設同様としてここに掲げられたものは三個ある次第であります。従つてその余の過去の警察官懲罰令において規定せられておつたところの犯罪事項は總てこの法案から除かれておるので

あります。併しこれは單にこれを不問に附する、罪として成立しないという意味ではないのであります。御承知の通り賣淫行為に對しましては、近く法律案として單独法が提案せらるる運びになつておりますから、これはその法案に譲り、又衛生食品というよりな事項に對しましては、これに對するところの法案がすでに成立しておりますから、この法案において處理されておりますから、これも亦この輕犯罪法から除かれておる次第であります。又は虚偽の流説をした者、こういうような者に對しましては、新憲法下におけるところの言論の自由というところと多少餘義を生ずるので、さうな意味からこれを除かれておる。かようにいたしまして、又道路關係、いわゆる交通關係に関する事項は、道路法に譲られておるといふようにいたしまして、ここに旧法とその内容を異にしておる部分は、いずれも他の法律を以て賄ひ得るという観点からいたしまして、本法案の内容は三十四に縮められておる次第であります。かような次第でありまして、この法案の特長は、新らしい日本の文化國家を建設するために、國民生活に卑近なところの道義を基礎として規定せられておるといふところに、この法案の根本の趣旨があるのであります。さうな意味合からいまして、法律に規定するところの刑罰は、拘留又は科料、いずれも併科することになつておるのであります。而して拘留、科料に對しましては、刑法上におきまして、執行猶予の制度が認められないのであります。本法におきましては免除することができるといふことを明らかにした次第であります。いわゆる執行猶予より一步進んだところの処置をとり得ることとしたのであります。何とな

れば、その対象となるところの事實は極めて輕微なものでありますから、間違つてこの罪に觸れる場合におきまして、その事情を斟酌いたしまして、執行猶予に値するやうな場合において、これを免除することができるといふ量定を置いたのであります。要するに旧法の場合におきましては、各罪目ごとにその刑罰を異にしておりまして、例へば一日乃至十日間とか、或いは二十日間の拘留にするとかいうことになっていたが、本法においては、一律に三十四個の罪狀に對して、一ヶ月未満の拘留に處するということになつておるのであります。この量刑は裁判官の認定に委ねた次第であります。かようにいたしまして、新しい制度の意味におきまして、過去のとき警察署に連署罪判決という手段を行はせずいたしまして、すべてこれを裁判所にこの審判を委ねた次第であります。従つて刑罰の範囲も非常に狭められておる次第であります。大体以上申し上げたことが、本法案の内容のあらましである次第でございます。

委員におきましては、つとにこの法案が労働運動、農民運動、その他大衆運動にこれを利用してされる虞れがある、この点に論議が集中されておつた次第であります。或る程度過去の警察犯処罰令といふものは、御承知の通り、警察のすべてがこれを以て活動しておつたのであります。幾多の犠牲者が擧げられておつたのであります。又犯罪捜査の上におきましても、御承知の通り、毎日検束を繰返して、そうして三十日なり、五十日なり、長きは百日に亘つておる。警察に、この法律を適用しまして捜査を繰返しておつたといふやうな事態が久しく続き、今日に至つた次第であります。さうな沿革に徴し、この法律がたまたまここに提案せられることは、今日の社會情勢に照し合せまして、これが治安維持法に代るべき法案として、いわゆる代案として、これが提案せられたのではない、かといふやうな疑い、若しくは疑義あり、さうな心配があるために問題はその点に集中されておる。論議せられた次第でございます。〔その通り〕と呼ぶ者あり。故に委員会におきましては慎重にこれを取扱ふ上において、公聴會を開きまして、これが國民の輿論に問うたのであります。公聴會の結果は、皆さんにおいて御承知の通り、全國から各地域、各年齢、各職業を勘案いたしまして、平均に十名を取りまして、これが公述をお願いいたしました次第であります。而してその賛否は各五名ずつこれを採用いたしましたのであります。公聴會の結果は、これが一名の本案賛成者で、九名の反対という結果に現れたのであります。その中には相當聽くべき意見が多々ありまして、委員会におきましては、これらの意見を勿論参考いたしまして論議を重ねた次第であります。その他法案の各條に對するところの御質疑が多々ありましたが、殊に二十一号であります。動物に對する虐待の罪であります。旧法におきましては、虐待する行為、即ち虐待の事實を、感情を法益といたして、これを処罰しておつたのであります。この度は動物愛護という観点からいたしまして、動物それ自体が法益の対象になりまして、苟しくも動物に對して人の目のふるところである、と否とに拘わらず、これに對し、酷使若しくは食糧を與えない場合におきましては、罪が成立するという條項が設けられた点におきまして質疑は繰返えされました。これに對しましては、

政府は少くとも文化國家として立つて行く日本をいたしましては、動物愛護の念をこの法案に盛り込んで、而して日本國民が、動物に對してもかくばかり愛護の念を持つておるといふことを表示することは、今後におけるところの日本國民の行方として、正によいことであるといふので、かような法條が設けられたといふやうな趣旨の御答弁が附した次第であります。その他各條に亘りまして詳細なる質疑應答がありました。これはいづれも速記録に譲ることをお許しを願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了いたしました。討論に入りまして。然るに討論におきましては、先ず小川委員から修正案が提案されました。これは後で小川委員から少數意見としてお述べになることと存じます。ここに御報告申し上げることを省略して頂きたいと思つたのであります。次に星野委員から修正案が提案されました。これに對しまして、次に少數意見として、星野委員から詳細にその内容並びに理由の御説明があることと存じます。私の報告は省略して頂きたいと思つたのであります。次に松村委員から修正案が提案されました。即ち衆議院において修正せられたところの、即ち第四條を次のように改める。「何人もこの法律を濫用して、國民の基本的人權を侵害してはならない」と、こゝういふふうに改めるといふのであります。衆議院において、御承知の通りこの法律が先程申しましたごとく、他の目的に、即ち労働運動、大衆運動、農民運動等の阻止のために、彈圧のために利用せられることを禁止するために、少くともものを起しまして、そしてそこ

に、この法律は他の目的に使つてはならないといふことを明らかにしたのであります。凡そ他の目的というては、その範圍においてこれをどの目的であるか、何を指すかといふことが、少くとも後日においてこれを運用する者に對しては明確でないといふので、むしろその他目的に使用することを禁止するといふ趣旨は、即ち憲法においていふところの基本的人權を侵害する虞のある行為である。であるから、それを率直に基本的人權云々と改めた方がよいのではないかと、こゝういふやうな御趣旨で、尚十分長い御説明がありました。これは速記録に譲らして頂きたいと思つたのであります。

る。』というのがあるのであります。これは刑法第六十四條に、拘留、科料等の輕い罪に対しては、教唆、幫助罪は適用しないというのがあるのであります。而もこれは特に幫助、教唆にも、準ずると規定したのであります。元來、こういう輕い犯罪に対しては、刑法のこの教唆、幫助というのは適用しないのが當然適當だと思われるのであります。而も特にこれを入れた、その目的がどこにあるかと疑われるのであります。そういう意味でこれを除く。これは拘留が最も問題になるのですから、更に第三條の罪の被疑者に対しては拘

留置を強いることができない。これは拘留処分にならないでも、拘留状だけで十日間の拘留をされるのがありますので、これを防ぐ意味でどういふのを入れる、こういうことを提案した次第なのであります。

ところが委員会の結果は、私の修正案も否定されました、又公聴会に一回も出席されなかつた議員連が出席されて、法理論のみを述べられて、「さうだ、さうだ」と呼ぶ者あり「法律は形式のみならず、社会を如何に安寧に保つべきか」ということを考慮されないうで、中村案までも否定されたのであります。それ故に、私の提案も一層の必要を感じてここに修正動議を出したのであります。これが否決されたから、原案は断じて反対する次第であります。

(拍手)
○議長(松平恒雄君) 本案に対し討論の通告がござります。中野重治君。

【中野重治君登壇、拍手】

○中野重治君 日本共産党はかかる墮落した法案には賛成することができない。我々にとって何が大事であるか、これは基本的人權であることは言うまでもない。日本の人民は、この基本的人權を、あの大きな戦争の犠牲を通して保障するに至つたのである。このことを我々は少しも忘れてはならない。この大きな犠牲を拂つて己れ的基本的人權を保障されるところまで我々が潰さずけることができた結果、何が生じたか。人民から奪われていた生産物が、物質と精神との両面にわたつて甦れ始めた。支配階級の階級が、下から正され始めた。そこで如何にして旧支配階級は自己の破綻を救ひ、又その犯罪を免れずに済ますことができたか。彼等はそのため何によつて訴えたらうか。彼等が従来訴えて来たところの治安維持法は廃止されてお

更に最近まで僅かに訴えて来ておるとこの警察犯罰令は、廃止されざるを得ないところに来ておる。そこで彼等は、道徳の仮面に訴へるという程までに墮落したのである。即ち外ならん道徳に、自己の犯罪を守ろうとして訴へたのである。ここにこの法案の狡猾さ、それに拘わらんまかせん腐敗が見て取られる。このことは、この法案を提案した当事者がすでに認めておる。多くの重罪犯が取り締まれ現在の警察の質と量によつて、ここに列べられておるような輕犯罪を取扱ひ得ないことは、この警察廳長自身が認めておる。即ち彼等にとつては、さういふことはもはや問題でない。問題は、ここで牙を利かなければ己れが破滅するといふことである。そこで牙を道徳的に利いたのが、この法案である。さういふことは明らかだ。断言せざるを得ない。ケールがさういふ意味のことを言つてゐる。『人が常に道徳的に振舞ふためには、その人は如何程までに道徳的に墮落していなければならんであるう』感嘆符を附けて書いておる。これが即ちこの法案である。この法案が通過したならば、それによつて何がもたらされるか、それは、國に満ちたる犯罪と腐敗を正して行くこととする日本の人民の下からの組織的行動に対する支配階級側からの一齊襲撃である。この襲撃が成功したならばどうなるか。國の腐敗は一層進み、國に満ちてゐる犯罪は一層大きく充満して来る。日本共産黨は、日本の國民生活がこれ以上墮敗し、日本の國に満ちた犯罪がこれ以上大きくなることを黙つて見ておることは絶対にできない。我々はその意味で、かかる假面に隠れた、それ自身犯罪的な法案に眞向から反対するものである。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて本案に対する討論の通告者は終りました。本案に對しまして中村正雄君より、成規の賛成者を得て修正案が提出されております。この際、修正案についてその説明を求めます。中村正雄君。

輕犯罪法案に對する修正案
右の修正案を成規によつて提出する。

昭和二十三年四月三十日

賛成者 中村 正雄

星野 芳樹 兼岩 傳一

藤田 芳雄 佐々木 良作

千田 正 岩間 正男

栗山 良夫 梅津 錦一

藤井 新一 カニエ 邦彦

松下 松治郎 松本 治一郎

羽生 三七 内村 清次

水橋 藤作 原 虎一

赤松 常子 千葉 信

金子 洋文 森下 政一

波多野 朋 若木 勝蔵

下條 恭兵

参議院議長松平恒雄殿

輕犯罪法案中左の通り修正する。

見出しの次に、前文として、次のように加える。

平和文化國家の國民としての日常生活における規律に違反する輕微な罪を定める目的をもつて、ここに輕犯罪法を制定する。その適用にあつては、國民の權利を不当に侵害してはならない。その本来の目的を越えて、犯罪の捜査のために濫用し、又は労働運動その他國民の基本的人權を護るための合法運動を妨げてはならない。

第四條 削除

【中村正雄君登壇、拍手】

○中村正雄君 (しつかりやれ) と呼ぶ者あり。私は只今上程になつております輕犯罪法案に對しまして修正案を提出いたします。一應修正案を認めて見ます。見出しの次に、前文として次のように加える。

平和文化國家の國民としての日常生活における規律に違反する輕微な罪を定める目的をもつて、ここに輕犯罪法を制定する。その適用にあつては、國民の權利を不当に侵害してはならない。その本来の目的を越えて、犯罪の捜査のために濫用し、又は労働運動その他國民の基本的人權を護るための合法運動を妨げてはならない。

第四條 削除

以下提案理由の御説明をいたします。政府提出原案に對しまして、衆議院におきまして第四條を追加いたしました。その案議院送付案によりまして、第四條といひまして、「この法律の適用にあつては、國民の權利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するやうなことがあつてはならない。」と、かように修正いたしました。併しこの案議院送付、原案によりまして第四條によりまして、その本来の目的が何であるか、又他の目的が何であるかという点がはつきりいたしてありません。従ひまして、私は第四條を削除いたしました。前文にこの法制定の理由を説明にすると共に、その運用の指針を明らかにいたしました。國民の權利を不当に侵害した、かやうに考えて修正案を提出いたしましたわけでありませう。

もとゞ、この法案が國會に提案されるに及びまして、國民の各方面から、本案に對しましての反対乃至は修正の意見が私達司法委員の手許に山積したておりますことは、皆さん御承知の通りであります。と申しますのは、先程委員長報告にもありましたように、本法案が警察犯罰令の身代りの法案であるという点におきまして、過去における警察犯罰令が即決例と相俟ちまして、不当に國民の權利を侵害しておつたという關係から、過去におけるこの弊害を再び繰返す懸念を避けたため、國民からかような声があつておるものと考へられます。さうだ、と云ふ者あり。勿論警察制度は御承知のように改正になりました。又違ひ違ひ例も廃止になつております。又今院議になつておりますところの労働運動なり、或いは農民運動、或いは選挙運動、宗教運動等々の國民の大量運動に對しまして、その社会道義上考へまして、その範囲内のものであるならば本法案が適用にならないといふことは、これは論議上明らかであります。又労働組合法によつて見ましても、その第一條によりまして刑法第三十五條が適用になります。閉鎖上、この本法案の適用外であるといふことは一顧考へられませう。併しながら私達が考へますのは、理論的に國民の權利を侵害しないようにできている法律であつても、實際の警察がやがて國民の權利を侵害するやうな懸念がある場合は、これを除去しないといけないといふ点を考へなければいけません。さういふ点であります。(拍手)

【インチキ法律】と呼ぶ者あり。例へば今までの警察犯罰令であります。この處分は警察署長の酌量処分によつたわけでありませうが、今度は必ず本法の違反者に對しまして正式裁判によつて行くことになつております。併しこの正式な裁判にかけられた場合は、無論私達の職務する裁判官は公平な眼を以て裁判するのであります。併し

意見が私達司法委員の手許に山積したておりますことは、皆さん御承知の通りであります。と申しますのは、先程委員長報告にもありましたように、本法案が警察犯罰令の身代りの法案であるという点におきまして、過去における警察犯罰令が即決例と相俟ちまして、不当に國民の權利を侵害しておつたという關係から、過去におけるこの弊害を再び繰返す懸念を避けたため、國民からかような声があつておるものと考へられます。さうだ、と云ふ者あり。勿論警察制度は御承知のように改正になりました。又違ひ違ひ例も廃止になつております。又今院議になつておりますところの労働運動なり、或いは農民運動、或いは選挙運動、宗教運動等々の國民の大量運動に對しまして、その社会道義上考へまして、その範囲内のものであるならば本法案が適用にならないといふことは、これは論議上明らかであります。又労働組合法によつて見ましても、その第一條によりまして刑法第三十五條が適用になります。閉鎖上、この本法案の適用外であるといふことは一顧考へられませう。併しながら私達が考へますのは、理論的に國民の權利を侵害しないようにできている法律であつても、實際の警察がやがて國民の權利を侵害するやうな懸念がある場合は、これを除去しないといけないといふ点を考へなければいけません。さういふ点であります。(拍手)

意見が私達司法委員の手許に山積したておりますことは、皆さん御承知の通りであります。と申しますのは、先程委員長報告にもありましたように、本法案が警察犯罰令の身代りの法案であるという点におきまして、過去における警察犯罰令が即決例と相俟ちまして、不当に國民の權利を侵害しておつたという關係から、過去におけるこの弊害を再び繰返す懸念を避けたため、國民からかような声があつておるものと考へられます。さうだ、と云ふ者あり。勿論警察制度は御承知のように改正になりました。又違ひ違ひ例も廃止になつております。又今院議になつておりますところの労働運動なり、或いは農民運動、或いは選挙運動、宗教運動等々の國民の大量運動に對しまして、その社会道義上考へまして、その範囲内のものであるならば本法案が適用にならないといふことは、これは論議上明らかであります。又労働組合法によつて見ましても、その第一條によりまして刑法第三十五條が適用になります。閉鎖上、この本法案の適用外であるといふことは一顧考へられませう。併しながら私達が考へますのは、理論的に國民の權利を侵害しないようにできている法律であつても、實際の警察がやがて國民の權利を侵害するやうな懸念がある場合は、これを除去しないといけないといふ点を考へなければいけません。さういふ点であります。(拍手)

意見が私達司法委員の手許に山積したておりますことは、皆さん御承知の通りであります。と申しますのは、先程委員長報告にもありましたように、本法案が警察犯罰令の身代りの法案であるという点におきまして、過去における警察犯罰令が即決例と相俟ちまして、不当に國民の權利を侵害しておつたという關係から、過去におけるこの弊害を再び繰返す懸念を避けたため、國民からかような声があつておるものと考へられます。さうだ、と云ふ者あり。勿論警察制度は御承知のように改正になりました。又違ひ違ひ例も廃止になつております。又今院議になつておりますところの労働運動なり、或いは農民運動、或いは選挙運動、宗教運動等々の國民の大量運動に對しまして、その社会道義上考へまして、その範囲内のものであるならば本法案が適用にならないといふことは、これは論議上明らかであります。又労働組合法によつて見ましても、その第一條によりまして刑法第三十五條が適用になります。閉鎖上、この本法案の適用外であるといふことは一顧考へられませう。併しながら私達が考へますのは、理論的に國民の權利を侵害しないようにできている法律であつても、實際の警察がやがて國民の權利を侵害するやうな懸念がある場合は、これを除去しないといけないといふ点を考へなければいけません。さういふ点であります。(拍手)

裁判にかかるまでのこの論争、これに
つきまして我々は考えなければいけな
い。特にこの法案を見ますと、三十四
個の法の中で殆んどが、「正当な理由
がなく」とか、或いは「みだりに」
とか、こういう言葉を使つておきま
す。いわゆる正当な理由があるかない
か、濫りにあるかどうかということ
の認定は、やはり警察官の認定にか
つておきます。而もこの認定が良い
悪いかという事は、これは正現裁判
にかつた場合、初めて判定される
ものであります。それまでのいわゆ
る警察官に於ける四十八時間、検察
官に於ける二十四時間という、この七
二時間の拘留という事は、これは当
然警察官の判定如何によつて成り立
つてあります。又殆んど本法の罪が
現行犯であります。これは何人
と雖も逮捕することが出来る。無
罪、科料に係る罪につきましては、沢
山の制限がありますけれども、或は
住所不定と判定し、或は逃亡の虞
れありと判定した場合は、直ちに正
規の逮捕状なくして逮捕できるわけ
であります。而も現在の情勢が、國民
の、この立案した政府の人、或いは
議院の代表者、或いは市民の代表者
としておれば勿論であります。さつき申
しましたように、やはり警察官の
身代りであるという事、或いは又
現在のこれを取締る警察官の職務
その他から考えまして、この濫用の虞
れなしとはいへない現状にありま
す。こういう関係から、衆議院の修正に
おきましては不足でありますので、第
四條を削除いたしまして、前文に法の
制定の趣旨を明らかにし、その運用の
指針を示すという修正案を出したわけ
であります。貴院の方の御賛成をお願い
いたしますと思つておられます。

○議長(松平恒雄君) これより採決に
入ります。先ず中村正雄君提出の修正
案を問題に供します。本修正案に賛成
の諸君の起立を請います。
○議長(松平恒雄君) 起立者少数と認
めます。よつて本修正案は否決せられ
ました。
○議長(松平恒雄君) 記名投票を以て決定
せよ、「賛成」と呼ぶ者あり、(拍
手)「無用」動議は成立しておる、
議長採決」と呼ぶ者あり、その他
発言する者多し。
○議長(松平恒雄君) 記名投票の要求
には出席者の五分の一以上の賛成者
を要します。
○議長(松平恒雄君) 五分の一ある、直ちに採決
せよ」と呼ぶ者あり、その他発言
する者多し。
○議長(松平恒雄君) 記名投票を要求
することに賛成の諸君は起立を願いま
す。
○議長(松平恒雄君) 五分の一に達し
ません。(拍手)これより本案即ち衆議
院送付案について採決いたします。本
案全部を問題に供します。委員長報告
の通り本案に賛成の諸君の起立を請
います。
○議長(松平恒雄君) 起立者多数
【これも五分の一ないぞ】と呼ぶ
者あり。
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。
(拍手)
○議長(松平恒雄君) この際日程に追
加して、衆議院行政組織法施行までの暫
定措置に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)を議題とすることに御異議
ございませんか。
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。
○議長(松平恒雄君) 報告を求めま
す。決算委員長下條謙君。

が提案されて実施に至ることができ
かどうかが点について、相当疑問
を持つた質問があつたのであります。
で、これに對しては、政府は無論これ
までには作つて提案をし、その実施を
見るようにしたいといふように述べ
ておるのであります。

かような点の外に、この法案の附則
の第二項に、行政官廳の職員は
政令でこれを定めるといふことが書か
れてゐるのであります。この点につ
きましては、たとえ暫定的措置とは申し
ながら、新憲法の下、かような各官廳
における定員のごときものは、これを
法律を以て定むべきものではないかと
いふような意見がありまして、これに
對しては、近く提案するべき國家
行政組織法案の審議につきましては、
是非さうな点については十分検討し
て貰いたいといふような意見が述べら
れたのであります。

その外、この法案の中に、題名の國
家行政組織法といふことが書いてあり
ますが、かような法律はまだ制定せ
られておりませんのであります。この
点につきましては、先頃海上保安廳法
案の審議の場合におきまして、未だ制
定しておらないような法律の題名を法
案の中に掲げることが適當でないとい
う考えに基づきまして、すでにその海上
保安廳法案の場合におきまして修正を
見ておるのであります。同じような理
由によりまして、この國家行政組織法
といふ、まだ制定せられておりません
法律の名前を掲げることにつきまして
は、適當でないといふ意見をこの委員
会で述べたのであります。この考え
が衆議院の方に反映しまして、衆議院
においてこの点については修正を加え
まして、國家行政組織に関する法令云
云と、かういふふうに変更を添つたの
であります。近來政府提案の法律案中

に、往々このような誤りがありますこ
とは誠に遺憾に思うところでありますし
て、これにつきましては、將來慎重に
して貰いたいといふような意見を述べ
て置いたのであります。

かような経過を以ちまして、委員会
におきましては、衆議院の修正通り全
会一致を以て可決せられたのでありま
す。この段階報告を終ります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ……

〔小川友三君緊急動議、参議院規
則第三百三十七條によりまして、五
分の一……と述ぶ〕
〔進行……と述ぶ〕

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ……

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。(拍手)よつて本案は可決せられま
した。暫時休憩をいたします。
午後五時九分休憩

午後六時二十四分開議
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引續き
これより會議を開きます。本日はこれ
にて延會いたしたいと存じます。御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。次会は明五月一日午前十時よ
り開會いたします。議事日程は決定次
第公報を以て御通知いたします。本日
はこれにて散會いたします。
午後六時二十五分散會

出席者は左の通り
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員

中西 功君	中西 電治君	若木 勝藏君	渡邊 甚吉君
細川 嘉六君	西田 天香君	安部 定君	岡元 義人君
小川 友三君	藤田 芳雄君	三好 始君	伊藤 修君
兼岩 傳一君	千田 正君	吉川末次郎君	田中 信義君
阿竹賢次郎君	星野 芳樹君	谷口彌三郎君	植竹 春彦君
佐々木良作君	尾崎 行雄君	神井賢太郎君	岡田喜久治君
赤木 正雄君	尾崎 行雄君	鈴木 順一君	小林 勝馬君
木下 辰雄君	佐伯卯四郎君	鈴木 順一君	深川タメエ君
堀越 儀郎君	宮城タメエ君	木内キヤウ君	高良 とみ君
高瀬 莊太郎君	江崎 西翁君	門屋 盛一君	前之園喜一郎君
宿谷 榮一君	石川 準吉君	深川榮左エ門君	星 一君
高田 寛君	加賀 操君	大島 定吉君	村尾 重雄君
中川 以良君	河野 正夫君	齋 武雄君	佐々木龍藏君
新谷寅三郎君	赤澤 與仁君	稻垣平太郎君	森下 政一君
藤井 丙午君	西郷吉之助君	林屋龜次郎君	中井 光次君
伊達源一郎君	來馬 琢道君	木内 四郎君	櫻内 辰郎君
松村眞一郎君	堀井 伊介君	北村 一男君	川村 松助君
寺尾 博君	小杉 伊子君	淺岡 信夫君	荒井 八郎君
米倉 龍也君	野田 俊作君	西川甚五郎君	大屋 晋三君
柏木 康治君	岡部 常君	中山 壽彦君	石坂 豊一君
岩男 仁藏君	岡村文四郎君	柴田 政次君	大野木次郎君
奥 むめお君	早川 慎一君	遠山 丙市君	松野 喜内君
青山 正一君	徳川 宗敬君	玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
鎌田 逸郎君	矢野 西雄君	一松 政二君	大淵 憲二君
山本 勇造君	三島 通陽君	深水 六郎君	平岡 市三君
田中耕太郎君	鈴木 直人君	埜野 清雄君	平沼彌太郎君
岡本 愛祐君	駒井 慶平君	國務大臣	栗栖 越夫君
高橋 龍太郎君	東浦 庄治君	國務大臣	岩田 享二君
佐藤 尚武君	楠見 義男君	政府委員	
下條 康廣君	山下 義信君	法務政務次官	松永 義雄君
河井 彌八君	中村 正雄君	法務事務官	國宗 榮君
カニ 邦彦君	千葉 信君	法務事務官	田田 越夫君
大野 幸一君	内村 清次君	大藏事務官	
中平常太郎君	木村 傳八郎君	(計局長)	
下條 恭兵君	山田 簡男君		
松下松治郎君	丹羽 五郎君		
赤松 常子君	金子 洋文君		
藤井 新一君	宇都宮 登君		
鈴木 憲一君	渡多野 昭君		
鈴木 憲一君	羽生 三七君		
小川 久義君	岩本 月洲君		

若木 勝藏君	渡邊 甚吉君
安部 定君	岡元 義人君
三好 始君	伊藤 修君
吉川末次郎君	田中 信義君
谷口彌三郎君	植竹 春彦君
神井賢太郎君	岡田喜久治君
鈴木 順一君	小林 勝馬君
鈴木 順一君	深川タメエ君
木内キヤウ君	高良 とみ君
門屋 盛一君	前之園喜一郎君
深川榮左エ門君	星 一君
大島 定吉君	村尾 重雄君
齋 武雄君	佐々木龍藏君
稻垣平太郎君	森下 政一君
林屋龜次郎君	中井 光次君
木内 四郎君	櫻内 辰郎君
北村 一男君	川村 松助君
淺岡 信夫君	荒井 八郎君
西川甚五郎君	大屋 晋三君
中山 壽彦君	石坂 豊一君
柴田 政次君	大野木次郎君
遠山 丙市君	松野 喜内君
玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
一松 政二君	大淵 憲二君
深水 六郎君	平岡 市三君
埜野 清雄君	平沼彌太郎君
國務大臣	
國務大臣	
政府委員	
法務政務次官	松永 義雄君
法務事務官	國宗 榮君
法務事務官	田田 越夫君
大藏事務官	
(計局長)	

定價 二部 二四二十錢

所行 施

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
郵便 東京一九三三 圖書課